

提言骨子（案）に対する市町村等の意見について

県営水道地域

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
千葉市	〔はじめに〕	「はじめに」において、「新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢」と述べられているが、水道を取り巻く環境が変化している中で、統合・広域化についての提言だけではなく、「人口減少社会における計画人口の見直しや施設整備等についての検討」も併せて言及する必要がある。	県内水道を取り巻く課題については、中間報告で幅広く整理していますので、提言に参考資料として添付することを考えています。
	〔主語〕	提言骨子案が、その読み手において様々な解釈をされないように、主語を明確に表現すべきである。（例：2頁-1 県と市町村の役割 【誰が】統合・広域化に当たっての組織・費用負担等を設計。）	提言素案を作成する際に留意しました。
	〔表現〕	提言骨子案においては、「～する場合は」等といったような仮定形の表現が使用されているが、提言という性質からは、「こうあるべき」という表現でよいのではないか。	提言素案を作成する際に留意しました。
	〔県内水道の統合・広域化の手順〕	「県内水道の統合・広域化の手順」において、短期、中期及び長期という期間に分けて目標が示されているが、それぞれの期間における統合時において想定される課題が明らかにされておらず、この点について明示すべきである。	提言では、統合・広域化に当たって共通認識とすべき基本的な考え方及び方向性（手順）を示すことを考えています。 統合に当たっての課題は事業体毎に異なるものですので、統合を行う際に基本的な考え方に沿って検討・整理していただきたいと考えています。
	〔事務委託〕	市営水道の統合や県営水道給水区域を含めた事務委託については、費用負担等が明らかになった段階で、改めて検討する。	県営水道が給水する地域の整理は、県営水道を考える上で重要な事項であることから統合の方法を示すものです。 なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める方法に変更しました。
市原市	1 ページ 9 行目	地域格差のない水道の実現 特に施設面 特に施設及び料金の格差是正 (理由) 料金面の格差是正は、統合・広域化の重要な目的と考えます。	当該部分については、「基本的な考え方」に「統合・広域化の目的等」を設け、運営基盤の地域格差として記載しました。 なお、地域性により料金差はあり得るものと考えていますが、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。
	2 ページ 9 行目	統合・広域化は、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。 県民に対するサービス向上（料金格差の解消等）を大前提として考えるべきではないかと考えます。	統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。 なお、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。
	4 ページ 4 行目	・ 県営水道と市営水道が並存している市村が存在するため、県営水道の占める割合が大きい市村を中心に末端水道事業の県営水道との統合を進める。 県営水道の占める割合の大小で優先度を定めるべきではないと考えます。	県営水道の占める割合が大きい市村については、県営水道との統合の方が効果が高く住民の理解を得やすいものと考えていることから、そうした市村を中心に県営水道との統合を進めることとしたものです。
	4 ページ 13 行目	・ 事務委託することとし、委託費用は両区域の水道事業に要する経費（一般会計繰出額）を基に算定する。県営水道が給水する区域のみについて水道事業を事務委託する場合は、委託費用は県営の区域の水道事業に要する経費（一般会計繰出額）を基に算定する。 県営・市営両区域の水道事業に要する経費（一般会計繰出額）を基に算定したのでは、行政内の給水収益や資産価値等が反映されず、統合によるメリットが発揮できないと思われる。 したがって、事務委託費用の算定の考え方については、一般会計繰出額を基に算定するのではなく、行政単位で公平性のある算定方法を再考願いたい。	県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。 そのため、市村営水道は、事業収益などに加え一般会計からの繰入額により運営されていることから、委託費用についても一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。 また、県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算出することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区域分について委託費用は発生しない試算となります。 なお、共同経営となる場合の負担については、現時点では組織・運営方法が明らかでないことから、その時点で検討していただきたいと考えています。 また、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
市原市	その他意見	<p>県内水道の一事業体化という最終目標については理解できるが、県と市町村の役割ありきで議論が進んでいる。1事業体を目指すステップとして経営方式の検討がなされ、段階的に用水一元化、末端給水事業管理者の決定という流れが自然と考えます。</p> <p>なお、本市は水道事業の歴史的経緯から市営水道の県営水道への統合を強く希望いたします。</p>	<p>千葉県の水道は、県と市町村の役割が不明確であることから、統合・広域化に当たってそれぞれの役割を明確化し、それに沿った姿を目指していくべきと考えています。</p> <p>なお、一事業体化する際の組織・運営方法については、その段階で幅広く検討すべきと考えます。</p>
	その他意見	<p>統合・広域化への段階的な取組みにおける事務委託方式へ移行すること、県営水道から共同経営方式へ移行すること、への明確な根拠が不十分と考えます。</p> <p>事務委託方式とする場合の委託費用の算定方法については、一般会計繰出額を基に算定するのではなく、各行政間において公平・公正となるよう算定方法の再考をお願いします。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p> <p>前述のとおりです。</p>
市川市	- 3 県営水道 当面は、県営水道は県営を維持し(地方自治法上の)事務委託方式をとる。	<p>事務委託方式はこれまでの委員会の中で議論がなされていないと思いますが、事務委託方式となった経緯と理由について説明が記載されるべきではないでしょうか。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p>
	「おわりに」に追加記載	<p>今後、県が委員会の提言を受けて統合・広域化の実施策定計画などを立て、それに沿って実施していくものと思いますが、その実施に際して各市町村、住民の理解を得るために、骨子案における短期、中期での統合・広域化の実施方式による市民生活への経済的影響はどうか、そのようなシミュレーションを示すことを、この提言に明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>本提言は、統合・広域化による水道料金の引き上げ等住民生活に大きな影響を与えぬよう考慮したものであると考えています。</p>
	- 3 県営水道 県営水道が給水する11市2村は県営水道の経営に参画。	<p>事業主体が変わることは、給水を受けている住民にとっては大きな変化であります。また、このことは住民不在の議論であってはならないものと考えます。今後、委員会提言に基づいて統合広域化を実施していく際に、県が主体となって住民への理解やすく、わかりやすい情報の周知徹底、住民アンケート等による幅広い意識調査を行なっていくべきと提言に記述すべきであります。</p>	<p>統合・広域化は、県のみならず、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものと考えています。基本的な考え方に、住民にわかりやすく情報提供することを追加しましたが、これは県・市町村双方が協力しながら行うものと考えます。</p>
- 2 水道料金・受水料金 県民が共同で一定の負担をすることが望ましい	<p>県はこれまで、県内の水道事業へ市町村水道総合対策補助金など多大な額の県費を投入しており、これは取りも直さず、水道に関しての地域の格差対策として行ってきたはずと史料します。県営水道区域の給水人口は県全人口の約46%を占めていることから、単純に計算しても、このような格差対策に使われている県費を同じ割合で負担してきているともいえます。しかしながら、中間報告などこれまでの議論では、県営水道区域の住民は格差の是正に関与してなく、利益のみを享受しているかのように解されています。</p> <p>このような実態をきちんと踏まえ、骨子案において「県民が共同で一定の負担をすることが望ましい」とありますが、共同の負担の具体的な考え方、県営水道区域の住民は格差是正の責任分担をどの程度負うべきなのかなどの記述がなされるべきであります。</p>	<p>「県営水道区域の住民は格差の是正に関与してなく、利益のみを享受している」という理解はしていませんが、県営水道が給水する区域の市村が水道事務に参画していないことについては問題があると考えています。</p> <p>また、地域性により料金の差はあり得るものと考えていますが、このうち、広域的な水源の確保に要する費用については、県民共同で一定の負担をし、将来的に同一の受水料金を目指すべきと考えます。提言素案では、受水料金について、同一の料金を目指す理由等を記述することとしました。</p>	

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
船橋市	県内水道経営検討委員会提言骨子（案）全体	<p>第7回県内水道経営検討委員会提言骨子（案）において、検討委員会から、千葉県の県内水道のあり方について、最終目標として「県内水道の一事業体化」が示されました。また、その道筋として短期・中期の各スパン毎に事業形態の移行方式（県内水道の統合・広域化）が述べられておりますが、事務委託方式の枠組みについて詳しい説明を記載していただきたいと思っております。</p> <p>今後千葉県は、県民の判断を仰いでいかれると思っております。</p> <p>その場合には、納税者であり且つ各水道事業のエンドユーザーでもある県民に対して、よりわかり易く具体的に、例えば数値を示すなどして、県民が共同で県民税による税負担をするのはどこまでの範囲でどれ位なのか、使用料として負担するのはどこまでの範囲でどれ位なのかをキチンと説明されることを求めます。</p> <p>そのように県民全体への周知を図り、県民全体の声を聞くことについて、積極的に対応され、県民全体による議論を深めていただくよう要望いたします。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・浦安市・鎌ヶ谷市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p> <p>市村の参画に当たっては、県・市村間で協定を締結して、その協定には、例えば、5年毎の中期経営計画策定時に県営水道は市村に対してその財源見通しとともに事前協議を行うこと、一般会計の負担が生じる場合の県・市村間の負担割合などを定めることとなります。</p> <p>また、統合・広域化は、県のみならず、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものと考えています。基本的な考え方に、住民にわかりやすく情報提供することを追加しましたが、これは県・市町村双方が協力しながら行うものと考えます。</p>
鎌ヶ谷市	2頁 3 県営水道 5から6行目 事務委託について	<p>事務委託にしなければならない必然性に対する説明が不十分であると考えます。</p> <p>鎌ヶ谷市をはじめとする市域全体が県営水道区域にある4市は、平成15年10月31日付けで県営水道を継続していただきたい旨の要望書を提出して以来、一貫してその方向で意見を申し述べてまいりました。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・浦安市・鎌ヶ谷市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p>
	2頁 3 県営水道 4行目 1市2村は県営水道の経営に参画	<p>事業主体が替わることとなる事務委託にしなければならない理由が不明確なままでは、県が住民、市民へ説明責任を果たすことが難しいと思料しますので、委員会として事務委託にするべき理由を明記すべきと考えます。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p>
	2頁 2 水道料金・受水料金 4行目 県民が共同で一定の負担をすることが望ましい	<p>現在も県から高料金対策補助金が高料金地区に交付されていると聞いていることから、県民が共同で一定の負担を県の財政を経由しておこなっていると思料します。県営水道地域の負担がないまたは少ないの記載があることから高料金対策の補助金の記述も必要とすると考えます。</p>	<p>「県営水道区域の負担がないまたは少ない」という記載はしていませんが、県営水道が給水する区域の市村が水道事務に参画していないことについては問題があると考えています。</p> <p>提言では、統合・広域化に当たっての共通認識とすべき基本的な考え方及び方向性（手順）を示すことを考えています。</p> <p>なお、高料金対策など千葉県の水道の現状については、提言に資料として添付する中間報告に記載しています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
鎌ヶ谷市	5頁 おわりに 追加で同内容のことを記載	事務委託になった場合、現在の水道事業と比較して、構成市の負担の増加額や、収支のバランス、将来見通しなど、具体的にどの様な点が変わってくるのか示していただきたい。	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・浦安市・鎌ヶ谷市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>また、県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算出することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区域分について委託費用は発生しない試算となります。</p> <p>現行に比べると、県営水道の事業計画に対し、関係市村が基礎自治体として住民等の意見を反映することになる点、一般会計の負担が生じる場合に関係市村が支出を行う点などが変わり、これについては手順の項目で示しているところです。</p>
浦安市	追加箇所： 骨子案(5頁:「おわりに」)	<ul style="list-style-type: none"> 内容: 統合・広域化については、利用者である住民等に、分かりやすい情報提供に努めるとともに、住民等の意見を踏まえて取り組むこと。 理由: 骨子案には、「住民参加」に関する記載が一切ない。(「合意形成」という言葉は3箇所) この住民への説明責任等については、第7回経営検討委員会でも2名の委員から意見が出されている。「骨子案」ということから掲載がないのかもしれないが、やはり重要な事なので追加記載すべきと考える。 	提言素案を作成する際に反映しました。
	〔地域での合意形成〕	骨子中に「地域での合意形成」と複数示しているが、ここでは勿論、自治体間にとどまらず地域住民も含むものと理解しています。その際に、地域住民への説明責任を踏まえた合意形成を具体的にどのように進めていけばよいと思うか、県と市町村は、どのような役割分担のもとに取り組んで、いくべきなのかを示すべきと考えます。	<p>提言では、統合・広域化に当たっての共通認識とすべき基本的な考え方及び方向性(手順)を示すことを考えています。</p> <p>地域住民への情報提供については、県・市町村双方が協力して行うべきと考えますが、詳細については実施の際に県・市町村で検討していただきたいと考えています。</p>
	〔事務委託方式〕	<p>県営水道の基本的考え方の中で、「当面は事務委託方式」という内容が、今回初めて示され、非常に唐突との感を持ちました。水道法第6条が前提と考えますが、事務委託方式を示した経緯と理由について、説明がされるべきです。</p> <p>また、仮定として県に事務委託する場合、大臣への認可申請や委託に関する規約調整など、かえって所要の手続きが煩雑になると考えられるので、これまでどおり県主体による県営水道を維持していくことが、適当であると考えます。</p>	<p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p>
		事務局に伺います。経営検討委員会の答申後、どのような手続きやスケジュールで統合・広域化を進めたいとお考えなのでしょう。例えば、法5条に基づく「広域的水道整備計画」の改正等を予定していますか。	<p>【事務局対応】</p> <p>提言後は、提言に沿って統合を希望する地域から統合協議会を設立し、統合・広域化に向けた具体的な計画を策定していきたいと考えています。</p> <p>なお、広域的水道整備計画については、関係市町村の意向や現在行われている国での新たな広域的水道整備計画についての検討状況を踏まえて市町村等からの要望があれば、改定等を検討していくこととなる考えます。</p>

北千葉地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
北千葉(企)	P. 4 県内水道の統合・広域化の手順 2 中期及び3 長期 全般	県内水道が一事業体化された後の県の関与の仕方がわからない。企業団営以外の経営形態の例示も含め、明確にしていきたい。	一事業体化後の事業体は、県・市町村の役割を踏まえて共同経営とします。 なお、組織・運営方法については、前回の委員会でも議論があったように、長期のものであるので、その際に幅広く検討すべきと考えます。例示については、提言素案を作成する際に反映しました。
	{ 県内水道の統合・広域化の手順 }	各移行時(現行から短期、短期から中期及び中期から長期)における用水供給事業体の係り方について、もっと具体化する必要があると考えられるので、そのプロセスについて明確にしていきたい。また、今回の統合・広域化の手順について文面から読取ることが困難であることから、その全体を図式化してお示しいたきたい。	統合・広域化の手順に示したように、水道用水供給事業体は順次県営水道に統合し、県営化することとなります。そして、末端の水道事業体も含めた一事業体化の際に共同経営となりますが、その際の組織・運営方法については上述のとおりです。統合・広域化の手順を図式化することについては資料5をご参照下さい。
松戸市		従前の県の案に対しましては、松戸市にとってメリットはほとんど無かったため、県の案には応じられないという意味で「現状維持」として回答させていただきました。 今回の骨子案では本市の1市2水道が解消され、市民にとって同一のサービス、公平な負担という姿が実現することになりますが、残念ながら具体的なメリット、デメリットの検討がなされたものが明記されておりません。その事により、本市といたしましても非常に判断に苦しむところでございます。 従いまして現段階でのコメントは控えさせていただきたいと存じます。 なお、水道の県内格差の是正のみならず、県税の再配分の視点も必要であると考えます。	県営水道と市町村水道との統合により、より良い水道サービスを実現し、統合のメリットを住民に還元できるのではないかと考えています。そのような観点から、統合について前向きに検討していただきたいと考えています。 なお、県税の再配分については、水道だけでなく行政の総合的観点で検討すべきものであることから本委員会の提言の中で取り扱うことは困難と考えています。
	p. 2 4 広域・統合化の進め方 ・ただし、北千葉地域等合意が形成されていない地域は、引き続き議論することが必要。	北千葉地域は各構成団体が自立して経営しており、「合意形成」を強要する表現はいき過ぎと思われる。 「北千葉地域等でも、将来の安定経営のため統合・広域化も含めた検討が必要。」等に改めていただきたくお願いします。 なお、意見は、松戸市水道事業に直接かかわる事項のみに限定させていただきます。	これからの千葉県の水道を考えると県内全体で統合を進めることが理想と考えていますが、北千葉地域など現時点で統合を希望していない地域の市町村の意見に配慮して、統合を希望する地域から段階的に統合を進めることとしたものです。
	p. 4 県営水道に並存する事業体の統合 ア 基本的な統合の方向 ・県営水道が給水している11市2村では ... 県営水道の占める割合が大きい市村を中心に末端水道事業の県営水道との統合を進める。	市営水道を統合するかどうかは首長の政策判断であるにもかかわらず、また、統合のメリット・デメリットの検証を抜きにして、「統合」を決めつける表現は不適切と思われる。 「統合効果が大きいと判断され、利用者の合意が得られる市村では、県営水道との統合も視野に入れる。」程度にさせていただきたくお願いします。 なお、意見は、松戸市水道事業に直接かかわる事項のみに限定させていただきます。	「基本的な考え方」の「統合・広域化の進め方」に記述しているように、合意の得られた地域から進めることを前提としています。その上で手順を示していることに理解いただきたいと考えます。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
松戸市	<p>p. 4</p> <p>イ 統合の条件</p> <p>・末端給水事業体の資産や債務は県営水道へ無償承継又は貸与。</p> <p>・県営水道に市営水道を統合する場合は... 両方について水道事業を事務委託することとし...</p>	<p>末端水道事業体の資産・債務を無償で承継させ、委託料をも徴収するという条件はあまりに一方的と思われます。そもそも、県ではこれまで、「水道法の規定により、末端給水事業は市町村が実施することが原則」と説明してきたと認識しております。この箇所につきましては再考いただきたく、お願いします。</p> <p>なお、意見は、松戸市水道事業に直接かかわる事項のみに限定させていただきます。</p>	<p>県営水道と市町村水道との統合により、より良い水道サービスを実現し、統合のメリットを住民に還元できるのではないかと考えています。そのような観点から、統合について前向きに検討していただきたいと考えています。</p> <p>住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。</p> <p>なお、県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。そのため、市村営水道は、事業収益などに加え一般会計からの繰入額により運営されていることから、委託費用についても一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。また、県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算出することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区域分について委託費用は発生しない試算となります。</p> <p>共同経営となる場合の負担については、現時点では組織・運営方法が明らかでないことから、その時点で検討していただきたいと考えています。</p> <p>次に、資産・債務については、資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。</p> <p>最後に、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p>
		<p>松戸市水道事業の意見、要望、質問</p> <p>これまで7回の経営検討委員会を拝聴してまいりましたが、この機会に、松戸市水道事業として意見、要望、質問を提出させていただきます。</p> <p>(1) 会議のあり方について</p> <p>提言骨子のうち、「県内水道への事務委託方式」、「県水と並存する地域のうち県水の占める割合が多い市村を中心に末端水道事業の県水への統合」等は、今回初めて示された内容です。</p> <p>もし提言としてまとめるのであれば、これまで議論された内容を整理して策定すべきであり、いきなり新たな政策を提言するのは、これまでの議論の積み重ねを無視したやり方と思われます。</p> <p>このことについて、県の見解をお伺いいたします。</p> <p>(2) 提言の位置づけについて</p> <p>骨子案をもとに、経営検討委員会では、年度内に「経営検討委員会提言」を公表すると思われませんが、県当局ではこの提言をどのように使われるのでしょうか。今後の自治体・事業体との協議に際して、この内容が合意済みの事項ということになるのでしょうか。</p> <p>これについて、県の見解をお伺いいたします。</p>	<p>(1)【事務局対応】中間報告では、県営水道に市村が経営面・財政面で参画すべきこと、又併せて同一市村の行政区域を県営水道・市村営水道が給水している場合の給水区域の統合について検討すべきこと、さらには、市村が参画する場合の方法について議論されており、今回その具体的な案について委員長案が示されたものと認識しています。</p> <p>(2)【事務局対応】県では、提言後はその内容を踏まえつつ、県内水道の問題を解決するため、統合・広域化の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>提言素案では、今後の千葉県内の水道を21世紀にふさわしい、より良いものへと発展させる上で、県のみならず市町村等にとっても指針となるものであり、今後、県・市町村等が、本提言を十分に尊重し、でき得る限り早期に統合・広域化を進めることを切望すると示されています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
松戸市		<p>(3) 提言骨子案等の公表について HP等で提言骨子案等を公表する際には、「骨子案は経営検討委員会が独自に策定したものである」こと及び「この実現には財政負担や水道料金の改定、財産の移管、水源の確保等自治体や県民生活にかかわる大きな問題がある」ことを明記していただきたくお願いいたします。</p> <p>(4) 骨子案を踏まえての本市水道事業の考え 今までの県の提案に対しては、松戸市水道事業にとってメリットはほとんどなかったため、県の案には応じられないという意味で「現状維持」を主張してきました。今回の骨子案では、市全体としてみれば1市1水道になり、市民にとって同一のサービス、公平な負担という姿が実現することになります。大きな改革を進めようとするなら、それによる効果、メリット・デメリット等も合わせて提示すべきであり、「あるべき姿」のみを強調する手法は理解いたしかねます。まして、県税に依存せず独立採算で行っている市営水道に、無償譲渡及び経費の負担を一方向的に迫るような提案には賛同できかねます。</p> <p>(5) 県への要望 松戸市水道事業はじめ各事業体では、安定給水、健全経営を進めるためさまざまな事業を進めているところです。県におかれましては、これら事業体の状況をご配慮していただき、県内水道の改革に当たりましては、各事業体と十分協議の上慎重に対応されるように要望いたします。</p>	<p>(3) 本提言は、統合・広域化による水道料金の引き上げ等住民生活に大きな影響を与えぬよう考慮したものであると考えています。</p> <p>(4) 県営水道と市町村水道との統合により、より良い水道サービスを実現し、統合のメリットを住民に還元できるのではないかと考えています。そのような観点から、統合について前向きに検討していただきたいと考えています。 また、住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担うことを基本と考えています。県と市町村の役割を踏まえると県営水道を分離し、市村に移管することも考えられますが、県営水道を分離することは有効でないことから、県営水道は組織を分離することなく一事業体として維持し、県・市町村の役割分担を踏まえた共同経営に移行すべきと考えています。しかしながら、一度に共同経営に移行するのではなく、住民への影響の考慮や、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・浦安市の県営を望む意見等への配慮から、現行の県営水道を大きく変えることなく円滑な移行を図るため当面は県営を維持しつつ県営水道に市村が経営参画する形としたものです。 なお、県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進めるべきと考えます。そのため、市村営水道は、事業収益などに加え一般会計からの繰入額により運営されていることから、委託費用についても一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。また、県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区域分について委託費用は発生しない試算となります。 共同経営となる場合の負担については、現時点では組織・運営方法が明らかでないことから、その時点で検討していただきたいと考えています。 資産等については、資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。 なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。</p> <p>(5)【事務局対応】県としては、現在検討されている提言を尊重し、統合を進めたいと考えています。統合に当たっては、各市町村等の意向を踏まえつつ、十分協議したいと考えていますが、まずは地域の市町村等でこれからの水道について考え、統合を前向きに検討していただきたいと考えています。</p>
習志野市	〔全体〕	<p>1. 全体について 「県内水道経営検討委員会提言骨子(案)」(以下「骨子案」といいます。)4ページ「3長期(～20年後)」にあるとおり、長期的視点として「県と市町村の役割分担を踏まえた経営主体により、今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指す」と明記されたことは、広く県民に等しく安全で上質な水道を供給するというライフラインの基本的使命が、全県レベルの課題として取り上げられたと受け止めます。</p>	

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
習志野市	〔県営水道〕	<p>2. 県営水道について</p> <p>(1) 統合・広域化の基本的な考え方について 骨子案2ページ「3 県営水道」の項で、「円滑な移行を図るため、当面は、県営水道は県営を維持し（地方自治法上の）事務委託方式をとる」とされているのは、現実的な対応であると考えます。ただし、将来的に「県と市町村の役割分担を踏まえ、共同経営方式（企業団営等）に移行」とされる部分を含め、供給区域内の市村にどの程度の財政負担が発生するか、という点については、各自治体とも最も懸念するところであり、経営形態を検討するに当たっては十分に各市村の意見を反映させることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 県営水道に並存する事業体の統合について 骨子案4ページ「県営水道に並存する事業体の統合」に、「ア 県営水道の占める割合が大きい市村を中心に末端水道事業の県営水道との統合を進める」とあります。本市は、総武線を挟んで北が市営水道、南が県営水道により末端供給を行っており、その規模は面積、人口ともほぼ半々という状況です。骨子案の記述内容から、ただちに本市水道事業が県営水道への統合の対象になるとは考えられませんが、市民に懸念を生じることがないように、「対象市村との協議が整うことを前提に」という表現を加筆されるようお願いします。 特に本市の特性としては、水道事業の他にガス事業も合わせて運営しており、合わせ持つ事により効率的な運用で低料金を確保しています。よって今後も十分な議論が必要と思われる。</p>	<p>(1) 県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。そのため、市村営水道は、事業収益などに加え一般会計からの繰入額により運営されていることから、委託費用についても一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。 県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算出することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区分について委託費用は発生しない試算となります。 共同経営となる場合の負担については、現時点では組織・運営方法が明らかでないことから、その時点で検討していただきたいと考えています。 また、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。 (2) 統合・広域化は、当然ながら各地域の事業体の合意があって行うものですが、県営水道と市町村水道との統合により、より良い水道サービスを実現し、統合のメリットを住民に還元できるのではないかと考えています。そのような観点から、統合について前向きに検討していただきたいと考えています。</p>
	〔その他〕	<p>3. その他 今後の経営統合等の際には職員の処遇に関して課題があり、議論が必要であると考えます。</p>	<p>職員の処遇等は、統合の対象となる事業体ごとに現状の異なるものですので、県・市町村等による統合協議会の中で検討することが適当と考えます。</p>
野田市	(P2) 2. 水道料金・受水料金	<p>受水料金の県下同一料金については由とするが、給水原価は地域毎の格差は非常に大きいことから統一化となると原価の安い北千葉は原価が高くなることは目に見えている。 このように高くなる地域には、県が補填するシステムがなければ同意を得ることは難しい。</p>	<p>地域性により料金差はあり得るものと考えていますが、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。 ただし、統合後直ちに受水料金を統一することはなく地域間の合意を得て進めていくものと考えています。</p>
	(P2) 3. 県営水道	<p>この項の大意は、県営水道の温床を意味する。 骨子（案）を正面から反対を唱える人はいないと思うが、この文章があると一転する。今日の水道行政の不平等は県営水道が根元をなしている。県営水道と言えども他の企業体、市町と同様に考えるべきである。 (例)・水源費の負担 ・関係市町は何もしてこなかった 4の統合・広域化の項で、北千葉地域の合意が形成されていないとの文言があるが、これは県水の処理の方法が明らかにされていない事が原因であることを理解すべきである。</p>	<p>県営水道が給水している11市2村は、県と市町村の役割分担を踏まえ、県営水道に経営面・財政面で参画するべきと考えています。 なお、住民への影響も考慮し、関係市村が参画するに当たっては、現行の水道業務を大きく変えることなく円滑な移行を図るため、当面は、県営を維持しつつ、県と関係市村で協定を締結し、関係市村の経営参画の方法や財政負担について定めることとしています。 また、将来的には、県と市町村の役割分担を明確化し、県営から県・市町村の共同経営に移行することとしています。</p>
	(P3) (1) 用水供給事業体の水平統合イ統合の条件 用水供給体の資産や債務は原則として統合後の事業体へ無償で承継。	<p>我市の水道はすべて、企業会計だけで賄われて来たわけではない。早期の水道普及を図るため、また私企業から水道を買い取った事等、多大に市の財政から支出が行われている。この文章ではこれが評価されない。統合する時には、会社の合併と同様資産評価をした上で平等に行われるべきである。</p>	<p>資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところですが、それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。</p>

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
野田市	（P3） 〔財政措置等〕 補助金の廃止や高料金対策の繰り出しについて	統一化することにより、水道料金は安い地域は高くなり、高い地域はやすくなる。問題は、安いところが高くなる地域では、骨子がいくらよいものであっても市民に同意を得ることは出来ない。当分の間は、県が補填するなどの措置がされなければ実現化は難しい。	地域性により料金差はあり得るものと考えていますが、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。 ただし、統合後直ちに受水料金を統一することはなく地域間の合意を得て進めていくものと考えています。
	全体を通じての意見	骨子（案）は、大多数の市町は受け入れられると思う。しかしながら、これを具体化するにあたり賛成にも、反対にもなる。総論賛成、各論反対のパターンが見えてくる。そのためには、 県の財政支援を覚悟すべきである。 市町の意見を十分に聞き、反映されたものでなければ具現化は難しい。	県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。 なお、統合・広域化は、当該地域の市町村等の合意と行動があって初めて実現するものと考えています。
柏市		<p>今回提示された提言骨子（案）は、県内水道の課題の解決策が全て広域化に集約されているように思われます。我々水道事業者がまず第一に対応すべきことは、各水道事業者が現在抱えている現実問題へ対応であり、個々の事業者で対応すべきこと、県の責任で対応すべきこと、全てが共同で対応すべきことを整理し、県及び共同で対応すべきことについては、具体的な方向性や対策を明示すべきものと考えます。今回の検討において、共同水質検査センターや相談窓口センター等の考え方が示されましたが、さらに災害対策、経営基盤強化、技術の確保等においてもこうした具体的な対応策が広域化対策と並立する形で検討され、その結果が明示されるべきであったと考えます。</p> <p>次に統合・広域化についてですが、基本的な考え方において、県内水道のあり方の根幹となるべき県と市町村の責任・役割分担についての検討が十分になされていないと考えます。柏市では、水道事業の広域化を指向していく上で、事業主体の単位が市町村では決定的に能力に不足があり、そのことが経営基盤の脆弱性、耐震化対策・鉛製給水管更新の遅滞等として現実に表出し、現在の水道事業の問題点を生み出した根源であると分析しています。県は現在の水道法を根拠に末端水道事業の事業主体は市町村であるべきとの立場をとっていますが、今後広域化の方向性を目指すならば、県が中心となり強力に広域化を推進するという気概と責任を県営水道への統合という形で表すべきと考えます。県は、広域化の形態として共同経営方式（企業団方式）を提示していますが、企業団方式には運営上様々な問題があり、特に構成主体が多数化・多様化することにより組織の根幹である意思決定に重大な欠陥を抱え込むこととなります。独立行政法人や指定管理者を、さらに首都圏水道を視野に入れるとの考え方が示されていることから、その前段の形態としては県営水道に一本化しておくことが必要であり、県が強力な推進力とならないかぎり、広域化への具体的進捗は期待できないと考えます。</p> <p>次に統合・広域化の手順について、用水供給の水平統合を優先して進めるとしていますが、一方で県営水道の用水供給と末端給水は分離しないとの考えを示しており、考え方に矛盾があると思われます。用水供給と末端給水を分離できない県営水道に他の用水供給を結びつける具体的なメリットは何でしょうか。用水供給については、統合の条件の組織等において、まずは経営面を中心とした統合を進めるとの考えが示されていますが、用水供給はすでにより広域化・合理化が進んでおり、現在の施設形態や水源のあり方から考えて、組織の集約化等による経営面のメリットは大きくないものと考えます。また施設の再編を含めた全体的な観点から見ても、非効率な水源を廃止し効率的な水源に集約し、それに応じた施設の根本的再編成を図らないかぎり、用水供給統合のメリットを見出すことは難しいと考えます。この点についての検証が不足していると考えます。また、用水供給事業者の資産と債務については原則として統合後の事業者へ無償で継承するとしています。用水供給事業者の資産形成には末端給水事業者の市町村が一般会計からかなりの財政負担を行っています。統合・広域化を進めるに当たっては、財政負担の公平性の観点からも既存事業費の清算が重要な課題となるものと考えます。</p> <p>統合・広域化による県内全体としてのスケールメリットはある程度認めるところではありますが、そのことが個々の水道事業者及び市町村にとってのメリットに直接結びつくものではなく、結果として市民の負担増につながる考え方は柏市としては容認できるものではありません。県内水道経営検討委員会の提言は、現時点における一つの考え方として受け止めるところですが、今後の更なる検討、協議が必要であると考えます。</p>	<p>統合・広域化が県内水道の抱える課題を解決する唯一の方法と考えているものではありませんが、千葉県の水道を抜本的に見直す上では、新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢と考え、本提言では、その基本的な考え方と方向性（手順）を示すものです。</p> <p>千葉県の水道は、県・市町村の果たしている事務責任が県内の地域によって異なり、また、広域的な水道用水供給事業と末端の水道事業に対する県と市町村の役割が交錯し不明確な状態となっていることから、県内水道を考えるに当たっては、本来の県と市町村の役割を明確にし、それに沿った姿を目指していくべきと考えています。その上で、県は広域的な水源の確保及び用水供給を担い、市町村は住民生活に密接なサービスである水道事業を担うべきとしたものです。</p> <p>また、県と市町村の役割分担と組織のあり方は、本来次元の異なる議論であり、県と市町村の役割を原則に従って分けたとしても、それと同じく組織も分離すべきということには必ずしもならないものと考えます。県の担う事業と市町村の担う事業を一組織で行うこととしたとしても、県か市町村かのいずれか一方がその全てを担うべきということには必ずしもならないものです。</p> <p>千葉県は地域差が大きいために地域を超えた水道用水供給事業者間の統合（水平統合）の方が地域毎の水道用水供給事業者とその受水団体である末端の水道事業者との統合（垂直統合）よりも統合によるレベルアップを全県的に及ぼすことができると考えられることから、県営水道を核とした水道用水供給事業者の水平統合を基本に進めることとしています。</p> <p>なお、資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業者は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを継続しているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。</p> <p>本提言は、統合・広域化による水道料金の引き上げ等住民生活に大きな影響を与えぬよう考慮したものであると考えています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
流山市		統合・広域化の手順として、「短期」「中期」「長期」に区分して提言されているが、県が主体となって、きちんとした進行管理と詳細な情報提供を、県下全事業体に公平に行なっていたきたい。	提言素案では、前回の委員会での議論を踏まえ、住民にわかりやすく情報提供することや、適切な時期に水道を取り巻く環境や進捗状況を見て見直しを行うことを追加しました。 なお、これらは、県・市町村双方が協力しながら行うものと考えています。
		県営水道区域の11市2村のうち、水道事業を行っていない4市を、他の市町村と同様に水道事業に経営参画させ、公平な状態にしていただきたい。(今回示された資料3の「討議のポイント(メモ)」の「3 事務委託について」と同意見)	県営水道が給水している11市2村は、県と市町村の役割分担を踏まえ、県営水道に経営面・財政面で参画するべきと考えています。 なお、住民への影響も考慮し、関係市村が参画するに当たっては、現行の水道業務を大きく変えることなく円滑な移行を図るため、当面は、県営を維持しつつ、県と関係市村で協定を締結し、関係市村の経営参画の方法や財政負担について定めることとしています。 また、将来的には、県と市町村の役割分担を明確化し、県営から県・市町村の共同経営に移行することとしています。
	〔おわりに〕	骨子(案)の「おわりに」の3点目で、高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い地域が挙げられているが、この地域での統合・広域化を先行し、十分な成果を挙げられないと、県内水道事業で料金が安価な地域との統合は難しいと思われる。	高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い九十九里地域・南房総地域での統合をリーディングケースとして進めることを考えています。なお、同時に、他の地域についても前向きな議論を進め、早期の合意形成に努めていただきたいと考えています。
	〔料金の統一〕	料金の統一については当面はなくても、最終的には一本化を目指すようである。水道利用者は、安全で安心しておいしい水を低廉な料金で利用できることを望んでいることから、水道利用者の理解と、県下全水道事業体の賛同が得られるように、十分な時間をかけて議論を行なうことを切望する。	各地域においても、前向きな議論を進め地域の早期の合意形成に努めていただきたいと考えています。
八千代市	2ページ4の統合・広域化の進め方	県内水道経営検討委員会の提言骨子(案)の意見については尊重する立場ではありますが、当市は県内水道事業の統合について水道料金問題等、また下水道事業との組織統合による施設の維持管理等、事業の効率化・合理化を進めております。従って、県内水道の統合による段階のメリットが示されないと、議会や市民の理解が得ることが困難な状況であります。 骨子の中で統合・広域化の基本的考え方、4 統合・広域化の進め方の中で示されているとおり、北千葉地域等合意が形成されていない地域は、 <u>用水供給事業体及び末端給水事業体を含めて引き続き十分議論することが必要</u> と考えます。	北千葉地域においても、水道用水供給事業体、末端給水事業体、市町村一般会計での十分な議論、更には住民への情報提供を図りつつ、前向きに議論いただきたいと考えています。
	3ページ 財政措置等	県内水道の統合・広域化の手順、3ページ下段【財政措置等】の中で「・市町村一般会計は、用水供給事業への繰出しの負担は不要となる・・・末端の水道事業会計に対して必要な繰り出しを行う等の対策を講じる。」となっていますが、市町村の繰り出しはどのような形になるのか具体的に記載していただきたい。	提言素案を作成する際に留意しました。
我孫子市	骨子の問題点箇所 全般 「統合・広域化」と「統合」	骨子案において、「統合・広域化」という語の使用は19箇所、これに対し「統合」という語の単独使用は46箇所に及んでいる。一方、「広域化」という語の単独使用は1箇所であり、「広域連携」という語を含めても僅かに2箇所である。また、「統合・広域化」という語が使用されているのはテキスト前半に偏っており、後半では「統合」の語が多用されている。 「統合」と「広域化」とは本来別義であるにもかかわらず、骨子案では頭書これを併記することによりあたかも同義であるかのように扱い、展開の中で次第に「統合」という語に収斂させて、牽強付会的に統合案に導いている。 なぜ牽強付会的かを示すと、水道ビジョンでは、安心・安定・持続・環境・国際の5つの政策目標を達成するために、1つ、新たな概念の「広域化」を推進により、水道の運営基盤の強化をせよ、2つ、相互連携、「広域化」による面的な安全性確保、投資の最適化に向けた関係機関の連携により、災害対策の充実をせよ、と謳っているが、その方法として「統合」せよと謳っている箇所はない。僅かに、アクションプログラム 1-1:新たな水道広域化計画の推進を説明した部分で、多様な形態の広域化のひとつの例として、「地域の実情に応じた事業統合」が挙げられているのみである。	今回の提言においては、「統合」と「広域化」は意味する内容が重なる場合が多いものと考え、並列的に用いています。 特に「県内水道の統合・広域化の手順」としては、経営・組織を統合するという内容を分かりやすくするため、「統合」の語を多く用いています。 なお、市としても統合・広域化について前向きな検討をされることを願います
	骨子の問題点箇所 1ページ 下から5行 その結果、新たな概念での統合・広域化が	「第三者委託制度や・・・などどのような経営上の選択肢があるかを検討」した結果「統合・広域化」が最も有効、との論理には飛躍がある。統合・広域化は検討しないのに結果になっている。	水道の経営上の選択肢は、かつてに比べて広がってきていることから、中間報告において、第三者委託制度、民営化、地方独立行政法人等の選択肢を踏まえ、これらの選択肢を否定する考えではないものの、当面、現在の千葉県内の水道を抜本的に見直す上での現実的な選択肢として新たな概念での統合・広域化が最も有効と考えたものです。

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
我孫子市	骨子の問題点箇所 1 ページ 下から 5 行 新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢	統合・広域化が、県内水道事業者が抱える課題の唯一最良の解決策ではなく、そのまえに取り組むべき手段方法がある。民間活力の導入をはじめとしてさまざまな経営手法によって課題を解決している事業者の例がある。	県内の水道事業の課題及びその解決に向けて、県内の水道を抜本的に見直す上では、新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢であると考えます。 ただし、統合・広域化を県内で進めることは、各事業者において民間活用等を進めることを妨げるものではなく、特に、統合・広域化に併せて、公的管理の下での民間活用について検討を行うことも重要と考えています。
	骨子の問題点箇所 1 ページ 下から 2 行 前向きに捉える意見も多く	北千葉広域水道企業団ならびにその構成団体市では否定的、懐疑的である。	第 6 回委員会資料における市町村等アンケート結果によれば、北千葉地域では、統合・広域化により期待される効果について、「効果があると思うが、一部に疑義がある」が 1 団体、「統合するだけの効果があるとは思えない」が 2 団体、無回答が 5 団体でした。 このように北千葉地域では、統合・広域化について合意形成が進んでいない状況を踏まえて、従前の県の案に見られたように県内一律に統合するのではなく、合意の図られた地域から統合を進めるとする案を示し、北千葉地域の意見や状況に十分に配慮したものです。 北千葉地域においても統合・広域化を当初から否定することなく、引き続き十分な議論を行い、合意形成に努めていただきたいと思います。
	骨子の問題点箇所 2 ページ 5 行 及び用水供給	県が用水供給事業者を獲得する手段方法について論議されていないので、不可。	当該部分は、基本的考え方をまとめたものであり、具体的な手順は別途説明しています。
	骨子の問題点箇所 2 ページ 下から 7 行 当然ながら	以降の文で示されていることは、道理上そうあるべきとは言いがたい。	ハード面の統合による事業の効率化・合理化は、水道サービスの利用者である住民にとってメリットのあることであり、その可能性があるならば、検討すべきものです。
	骨子の問題点箇所 2 ページ 下から 5 行 水道を取巻く環境の大きな変化に対応するべく、一刻も早い統合・広域化を推進するため、合意の得られた地域から段階的に統合。	統合・広域化が、環境の大きな変化に対応する唯一最良の解決策ではなく、そのまえに取り組むべき手段方法がある。民間活力の導入をはじめとしてさまざまな経営手法によって課題を解決している事業者の例がある。	県内の水道事業の課題及びその解決に向けて、県内の水道を抜本的に見直す上では、新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢であると考えます。 ただし、統合・広域化を県内で進めることは、各事業者において民間活用等を進めることを妨げるものではなく、特に、統合・広域化に併せて、公的管理の下での民間活用について検討を行うことも重要と考えています。
	骨子の問題点箇所 2 ページ 下から 3 行 ただし、北千葉地域等合意が形成されていない地域は、引き続き十分議論することが必要。	水道法第 6 条 2 項「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、・・・同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができる・・・」に立脚して統合・広域化を捉えると、同法第 5 条の 2 第 1 項に「地方公共団体は、・・・広域的な整備を図る必要があると認めるときは、関係地方公共団体と共同して、・・・都道府県知事に要請することができる」とあることから、ある地方公共団体の一方的な希望により広域的整備の要請をすることは、法の主旨に反すると考える。 水道事業は、経営する市町村の街づくりの重要な要素であり、その事業の方法、広域的整備計画への参画等は市町村の意思に委ねられるべきである。 広域水道企業団は、構成地方公共団体それぞれの自由意思とその総意に基づいて経営されるべきであるから、他の地方公共団体の意思によって、広域的整備計画への参画合意を促されるべきでない。	統合・広域化は、当然ながら各地域の事業者の合意が行うものです。今回の提言は、当事者間だけでは進みにくい統合について、第三者的立場から考え方を示すことで統合の動きを後押しするとともに、県全体での考え方をまとめることで、県内の水道事業全体が、より良い方向に進むようにするものです。 統合・広域化に慎重な市にあっても、前向きな議論を進め、地域の合意形成に努めていただきたいと思います。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
我孫子市	骨子の問題点箇所 2ページ 下から2行 統合・広域化を進めるのに併せて公的管理の下、維持管理面等で民間を活用することも重要。	民間の活用を維持管理面等に範囲を狭めていることは、課題・問題点の解決の手段方法を狭めることになり、延いては課題問題点の解決を困難にする。	中間報告で検討したように、諸外国の民営化の例にも見られるように水道事業を包括的に民間に委ねるような場合にはそのリスクも大きくなるので、まずは小規模な民間活用を各水道事業体で積み上げ、経験を蓄積していくことが重要です。 統合・広域化を進めることは、民間活用を進めることを妨げるものではないと考えます。統合・広域化に併せて、公的管理の下での民間活用について検討を行うことも重要です。
	骨子の問題点箇所 3ページ 4から8行 県内水道の・・・進めるべきである。	県営水道を核とした用水供給の統合を結論とする文であるので削除すべき。	統合・広域化に慎重な意見の市にあっても、当初より統合・広域化を否定せず、より良い水道となるよう前向きな議論を進め、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
	骨子の問題点箇所 3ページ 14行 順次現行の県営水道に	県営水道を核とした用水供給の統合をすすめる意があるので削除すべき。	統合・広域化に慎重な意見の市にあっても、当初より統合・広域化を否定せず、より良い水道となるよう前向きな議論を進め、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
	骨子の問題点箇所 3ページ 下から12行 無償で承継	用水供給事業体の資産は、構成団体となった自治体ならびにその住民が多大な努力のもとに築き上げた貴重な財産である。公営と雖も企業である以上、吸収・合併に際しては、資産状態や経営成績の良・不良にしたがって、応分の対価が払われるべきである。また、その資産は、構成団体となった市及び地域市民の直接負担によって形成されている。これらの条件を評価せずに無償承継とすることは、不公平負担につながる。	統合・広域化により資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。
	骨子の問題点箇所 4ページ 11行 無償承継又は貸与	事業体の資産は、その事業の主体となっている自治体ならびにその住民が多大な努力のもとに築き上げた貴重な財産である。公営と雖も企業である以上、吸収・合併に際しては、資産状態や経営成績の良・不良にしたがって、応分の対価が払われることは当然である。また、市営事業体及び広域水道企業団は、それらの主体となったあるいは構成団体となった市及び地域市民の直接負債によって形成されている。にもかかわらず県営水道は県と県民全体の負担によっているのみで、その地域の市町村の直接負担がない。これらを同一に無償承継又は貸与とすることは、県営水道の給水を受けていない市町村に理不尽な不公平負担を強いるものである。	統合・広域化により資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。
	骨子の問題点箇所 4ページ 下から9、下から7 県内水道の一事業体化	統合の究極として県内水道の一事業体化を捉えていると解する。広域化の究極では、水源の違い、流域の違い、地形の違い等、千葉県地勢の多様性から県内水道の一事業体化が最良とならないことも考えなければならない。	県内の事業体を全県レベルでまとめあげることにより、水平統合と垂直統合の双方の効果が期待できるとともに、スケールメリットを十分活かした経営の効率化が図られ、また、高い経営・技術水準を全県的に発揮し、全国トップレベルの大規模な水道事業が実現できることから、今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指すものです。 なお、統合・広域化は、長期にわたって進めていくものであることから、水道関係者は、本提言の趣旨を尊重し、しっかりと継承していくとともに、適切な時期に、水道を取り巻く状況の変化や進捗状況を見て、必要な見直しを行うことが重要であることから提言素案に追加したところです。
	骨子の問題点箇所 4ページ 下から6から 文末	一事業体化から演繹的に効果を挙げて、その理由としているが、その担保はない。	県内の事業体を全県レベルでまとめあげることにより、水平統合と垂直統合の双方の効果が期待できるとともに、スケールメリットを十分活かした経営の効率化が図られ、また、高い経営・技術水準を全県的に発揮し、全国トップレベルの大規模な水道事業が実現できることから、今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指すものです。 なお、統合・広域化は、長期にわたって進めていくものであることから、水道関係者は、本提言の趣旨を尊重し、しっかりと継承していくとともに、適切な時期に、水道を取り巻く状況の変化や進捗状況を見て、必要な見直しを行うことが重要であることから提言素案に追加したところです。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
我孫子市	〔 統合・広域化の基本的な考え方〕	<p>統合・広域化の基本的な考え方について</p> <p>水道事業を運営してきた市町村は、水源の確保においても企業団等を組織し、独自に確保してきている。これらの河川水の水系ごとの水源・水質管理等の事務を実施するとするならば、広域的な対応が必要であり、県または首都圏広域対応とすることは理解できる。</p> <p>しかし、そのことをもって経営の統合・広域化は短絡過ぎる。新たな概念の広域化は、必ずしも事業統合とはならず、課題に合わせた共同運営・監視、一部他事業体への業務委託、協議会等による対応など多様な形態があると考え。課題と対応手法が十分検討されないで、統合・広域化ありきで結論が導かれているとしか考えざるを得ないものとなっている。</p> <p>仮に今後、事業体の統合・広域化を図るとして県営水道、首都圏水道を指向するならば、現行法規定の市町村事業にこだわらず、県事業または国事業とすべきである。特に千葉県は、県営水道として市町村の事業参加を得ないで推進した地域が多く存在している事実を、十分考慮すべきである。</p>	<p>施設管理の一体化等、新たな概念の広域化には様々な方法が考えられますが、コスト縮減等の取組、技術基盤の共有化、さらには財政基盤の共有化という観点から、県内水道を抜本的に見直すには経営統合を中心に進めるべきと考えます。</p> <p>また、県・市町村の役割を踏まえると、県営ではなく、県・市町村の共同経営が適切と考えています。</p>
	〔 県内水道の統合・広域化の手順〕	<p>県内水道の統合・広域化の手順について</p> <p>「用水供給事業体の県営水道との統合」及び「末端水道事業体の県営水道と統合」における統合条件として、「各事業体の資産や債務を統合後の事業体へ無償継承又は貸与する。」ことについては、反対である。</p> <p>市町村は、地域特性や歴史的背景を踏まえながら長年にわたり、水源の確保など水道事業に多大な費用負担をして、今日の水道事業体の資産等を形成してきた。水道事業を実施していない県営水道区域の市町村とは大きな違いがある。これらの市町村負担の差異と経過を全く無視することは許されない。統合する県営水道は、これら水道事業体の債権債務を適正に評価し、県の責任の下に適正な価格で取得すべきである。</p>	<p>統合・広域化により資産を有償で引き継ぐとした場合、承継する事業体は資産取得費を料金値上げに反映することとなり、住民にとっては同じ資産でサービスを得続けているにも関わらず、負担が増加するという不合理な結果となります。そのため、無償で承継するものとしたところです。それに伴い、債務も引き継ぐものとしています。</p>
	〔はじめに〕	<p>統合・広域化に対する事業体の意見について</p> <p>提言の「はじめに」において、「市町村等からも統合・広域化の効果を前向きに捉える意見も多く」としているが、北千葉広域水道企業団の構成団体の多くは、懐疑的な意見が多く見受けられる。</p> <p>県内水道のあり方に関する地域検討会(北千葉・君津地域、県営水道)におけるアンケート結果も、13団体のうち、水平統合、垂直統合いずれもが、「統合は効果があると考えが一部に疑義がある」を含めても、賛成は6で過半数にも達していない。</p> <p>今回の検討にあたっては、県が一方的に推進し、市町村及び各水道事業体との調整を経ずに、県が課題とする諸問題も具体的な検討をすることなく、一般論で取りまとめようとするもので、市町村の理解はほとんど得られていないものと思われる。現状のまま統合・広域化を押し進めれば、さまざまな混乱が生じるものとなる。</p>	<p>第6回委員会資料における市町村等アンケート結果によれば、北千葉地域では、統合・広域化により期待される効果について、「効果があると考えが、一部に疑義がある」が1団体、「統合するだけの効果があるとは思えない」が2団体、無回答が5団体でした。</p> <p>このように北千葉地域では、統合・広域化について合意形成が進んでいない状況を踏まえて、従前の県の案に見られたように県内一律に統合するのではなく、合意の図られた地域から統合を進めるという案を示したところで、北千葉地域の意見や状況に十分に配慮したものです。</p> <p>北千葉地域においても統合・広域化を当初から否定することなく、引き続き十分な議論を行い、合意形成に努めていただきたいと思います。</p>
	〔水道料金〕	<p>統合・広域化後の水道料金について</p> <p>新たな概念での統合・広域化として県営水道一元化を提案されているが、そもそも検討の出発点であった一部事業体の経営の赤字、料金の抑制等の課題に対して何ら具体的な展望が示されていない。統合・広域化を図って料金が値上げされるようなものであれば、市民も議会も需要者も全く理解できないものとなり、当然、統合・広域化も反対となる。</p>	<p>高料金地域となっている九十九里地域・南房総地域をリーディングケースとして統合を進め、コスト縮減等により経営基盤を強化することとしています。</p> <p>なお、統合・広域化により、統合後の事業体は、スケールメリットを活かした更なる経営努力により、水道料金・受水料金について低減に努め、又は将来の上昇が予想される場合には料金上昇の抑制に努めることができます。</p> <p>また、千葉県は水源の確保に不利な地域であり、また、その中において県内でも水源の確保に要する負担に大きな地域差があります。広域的な水源の確保に必要な費用については、個々の水道事業体や地域の経営努力により縮減することが困難な性格のものであることから、県民全体に水源を公平に確保するため、県民が共同で一定の負担をすることが望ましいと考えています。</p>
		<p>以上のごとく、今回提示された提言骨子(案)には多くの問題を含んでいる。</p> <p>21世紀にふさわしい水道事業を実現するためにも、統合でない様々な広域化、民間手法導入による経営の効率化など他の選択肢を含め、市町村、水道事業体の意向を踏まえて総合的な検討を行い、経営の具体的な展望を明確にした提言を取りまとめたい。</p>	<p>県内の水道事業の課題及びその解決に向けて、県内の水道を抜本的に見直す上では、新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢であると考えます。</p> <p>ただし、統合・広域化を県内で進めることは、各事業体において民間活用等を進めることを妨げるものではなく、特に、統合・広域化に併せて、公的管理の下での民間活用について検討を行うことも重要と考えています。</p>

君津地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
君津(企)	(1) 県内水道の統合・広域化 の手順(p3)	(1) 垂直統合に関する記述 11月6日に開催された委員会で意見を述べさせていただいたが、この地域の特殊性を考慮し「垂直統合」についても骨子案に付け加えていただきたい。 (付け加える文言案) 「地域での合意形成の中で、垂直統合のほうが望ましいと判断し、希望する地域は、その意見を尊重して垂直統合を先行させる。」	提言素案を作成する際に反映しました。
	(2) 1 短期(~5年後)(p3)	(2) 統合協議会の設置について 統合協議会については、一事業体や一地域が主導して行うことがなかなか難しいと判断されることから当該協議会は、千葉県主導のもと設置をお願いしたい。	県の十分な協力も必要と考えますが、統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合協議会の設置に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
木更津市	短期(~5年後) 3ページ	短期の統合・広域化の手順が、用水供給事業体の水平統合及び県営水道に並存する事業体の統合に限定した記述となっておりますが、県営水道区域以外の事業体のほとんどは規模が小さいため、財政基盤の強化が急務となっております。 したがって、短期の中に県営水道区域以外の事業体の統合について、合意形成が可能な地域にあっては末端給水事業体の水平統合や用水供給を単位とした垂直統合を進めて行くよう提言に加えていただきたい。	提言素案を作成する際に反映しました。
君津市		意見なし	
富津市		特になし	
袖ヶ浦市		意見なし	

印旛地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
印旛(組)	統合・広域化の基本的な考え方 4 統合・広域化の進め方	4 統合・広域化の進め方 ・ 今後、 <u>全県レベルを目指した</u> 1)統合・広域化は、地理的・地勢的に離れた事業体間での統合である場合が想定されることから、経営面の統合等ソフト面を中心に進める。当然ながら、 <u>効率的な水運用を図るため、2)施設を中心としたハードの統合による事業の効率化・合理化及び環境負荷の低減3)</u> の可能性がある場合には、それも含めて検討を行う。 ・ 給水人口の大幅な増加が望めない中で、老朽化した水道施設の再構築など4)水道を取巻く環境の大きな変化に対応するべく、一刻も早い統合・広域化を推進するため、合意の得られた地域から段階的に統合。 1)「基本的な考え方」の中にも「 <u>全県レベルを目指した</u> 」という文言を入れておくことが望ましい。 2)今後、水需要の伸びが期待できないことから、一層効率的な水運用が必要となってくる。 3)21世紀の水道事業においては、一層効率的な施設配置により、環境負荷の低減への期待が大きいと考える。(参考：環境負荷の低減は、地域ビジョン作成の四番目の視点にも位置付けられている。提言は全体的に環境への配慮の視点が弱い) 4)中間報告では述べられているが、提言の中でもこの記述が必要と思われる。	県内水道を取り巻く課題については、中間報告で幅広く整理していますので、提言に参考資料として添付することを考えています。 なお、全県的な問題であると明示することについては、提言素案を作成する際に留意しました。
	県内水道の統合・広域化の 手順 【組織等】	・ 用水供給事業の水平統合については、地理的・地勢的条件から施設の統合が困難な場合もあり、まずは経営面を中心とした統合を進める。 <u>印旛地域のように既に県営水道の施設使用によってハード部分の統合が半ば進んでいる場合は先例的に行う。(追加)</u> 理由)印旛広域水道は、県営水道に隣接していることから、これまで自前の浄水場を持たず事業の効率化を図ってきた特徴があり、先例として一層推進したい。	高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い九十九里地域・南房総地域をリーディングケースとして進めることを考えています。 なお、施設管理面での統合の進んでいる印旛地域などその他の地域においても、地域での合意が得られ次第、早急に統合・広域化を進めていただきたいと考えています。
	(1)用水供給事業体の水平統合 ア 基本的な統合の方向【財政措置等】	財政については、誤解を与えないよう表記には慎重を期せられたい。	提言素案を作成する際に留意しました。
	おわりに	追加 <u>・事業体間の統合・広域化を円滑に推進するために県水政課に調整役を期待する。</u> 総論に賛成でも、その当事者間では利害の対立もあるので、統合・広域化を推進するためには進捗管理や助言等ができる仲裁役が必要である。	県の十分な協力も必要と考えますが、統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
成田市	P 4 (2)イ 統合の条件	統合の条件については、不明確であるので、県水が統合を受けられる条件を明記してほしい。	提言では、統合・広域化に当たって共通認識とすべき基本的な考え方及び方向性(手順)を示すことを考えています。 統合に当たっての具体的な事項については、統合を行う際に基本的な考え方に沿って検討・整理していただきたいと考えています。
	P 3 ~ 4 県内水道の統合・広域化の 手順	短期については、用水供給事業と末端水道事業を分けて記載しているが、中期・長期についても分けて考えてもらいたい。 また、長期に記載の「将来的には首都圏水道を指向。」については、用水供給事業は検討する価値はあると思うが、末端水道事業に関してはそこまで拡大する必要はないと考える。	中・長期においては、短期で示した、水道用水供給事業体の水平統合・県営水道に並存する事業体の統合をさらに進めた形での「 <u>県内水道の一事業体化</u> 」までのプロセスを示したものです。 また、「 <u>首都圏水道</u> 」については、前回の委員会でも議論があったところですが、中間報告でも述べたように、流域管理や原水から給水に至る一貫した水質管理などの観点から、県域を超えた広域化を検討することは意義があると考えています。
	全体	全体的に断定的な表現になっているが、「～することが望ましい。」「～を実現するために協議を進めてほしい。」等の表現に変えてもらいたい。	提言は、委員会としての考え方を示すという性格のものであるので、理解いただきたいと考えています。
		骨子(案)については、将来像については賛成ではあるが、実際に統合を検討するにあたって、市町村の負担がどうなるか等の判断材料がないので、判断するために必要となる資料を提供していただきたい。	提言素案は、財政措置等の基本的な考え方について示すこととしましたので、この考え方に沿って貴市の財政負担等について検討いただきたいと考えています。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
佐倉市	-1-(1) ア	当市の受水費負担が現状より減るのであれば、用水供給事業の県営水道への統合については反対しない。	統合・広域化は、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。統合後の事業体は、スケールメリットを活かした更なる経営努力により、水道料金・受水料金について低減に努め、又は将来の上昇が予想される場合には料金上昇の抑制に努めるべきと考えています。
	-1-(1) イ【組織等】	印旛地域における水道事業体の統合については、地域内の水道事業体の水平統合を推進するのではなく、合意できる水道事業体から県営水道への統合を推進すべきである。	県営水道が給水している11市2村では、県と市町村の役割分担の明確化が不十分な段階において、県営水道が外見上拡大する形で並存する末端の水道事業体を統合すると、県・市町村の役割が現在よりも不明確になる恐れがあります。 そこで、まず、県営水道へ市村が参画することについての議論を優先し、その合意の見通しが付いた段階で各市村における末端の市村営水道と県営水道との統合を進めることとしています。
	-1-(1) イ【財政措置等】	「用水供給事業への繰出しの負担が不要となる」と明記するのであれば、繰出し負担が不要となる具体的な対象や条件等も併せて明記すべきである。	水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。 水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が水道料金や水道事業体の経営、さらには、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。 なお、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講じます。
四街道市	P. 2、 の1 県と市町村の役割 ・一行目 ~原則に基づいて整理	原則に基づきながらも、地域の「実情」や「実態」に応じて、原則以外の選択が可能である旨を文章中に表現していただきたい。 【修正案】 原則に基づき実情に応じて整理	千葉県の水道は、県・市町村の果たしている事務責任が県内の地域によって異なり、また、広域的な水道用水供給事業と末端の水道事業に対する県と市町村の役割が交錯し不明確な状態となっていることから、県内水道を考えるに当たっては、本来の県と市町村の役割を明確にし、それに沿った姿を目指していくべきと考えています。その上で、県は広域的な水源の確保及び用水供給を担い、市町村は住民生活に密接なサービスである水道事業を担うべきとしたものです。
酒々井町		意見なし	
八街市		意見なし	
富里市		本市としては、受益者の利便性が損なわれず、また、不利益を被らなければ、一事業体化の枠組みを図ることについては、異存はありません。 しかしながら、当地区においては、統合時期が、県営水道エリアの混在市町村と単独エリアとでは「ずれ」が生じることが懸念されますので、地区としての方向性を確認することからも地区協議の場を早急に立ち上げて頂きたい。	本提言は、統合・広域化による水道料金の引き上げ等住民生活に大きな影響を与えぬよう考慮したものであると考えています。 統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合協議会の設置に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
印西市	P 3【財政措置等】 3つ目	- 1 一般会計は、用水供給事業への繰出しが不要となるとあるが、建設負担金や水利権等と解釈してよろしいか。	各市町村が、一般会計から水道用水供給事業体へ繰出しを行っている内容が相当するものと考えます。
	P 4(2) 県営水道に共存する事業体の統合、ア 基本的な統合方法	- 1 水道施設の移管、経営事務の統合などにより、市町村水道の事業体は県営水道に全て統合されると解釈してよろしいか。 - 2 経営計画の主体となる水需要予測や、水道ビジョンの策定などはどのような取扱いとしていくのか。 県内水道経営検討委員会提言骨子(案)が示され、統合協議会で明確となってくるとは思いますが、市町村が担う事務責任や役割内容、事務委託方式の移行内容など部分的な内容も示してほしい。	- 1 県営水道の占める割合が大きい市村を中心とした市村営の水道事業体は、県営水道と統合することを考えています。統合に当たっては、県と市町村の役割分担との整合を図り、市村が県営水道の事業経営に参画することとなります。また、中期的には、県営から県・市町村の共同経営に移行します。 - 2 地域水道ビジョンや経営計画については、統合後の事業体で新たに策定するものと考えています。 なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
印西市	P 4 (2) 県営水道に共存する事業体の統合、イ 統合の条件	<ul style="list-style-type: none"> - 1 料金の統一は、並存する事業体にとって、統合の大きな要素と考えます。 - 2 県営水道に市町村水道を統合する場合は、県営水道が給水する区域と市町村水道が給水する区域について水道事業を事務委託することとされていますが、末端水道事業分についてのみの委託費用とはならないのですか。 県全体を考慮した方策と考えますが、県営水道と共存し経営してきた事業体の状況も踏まえ、統合時の財政負担を軽減されるよう検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> - 1 統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト削減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。 - 2。県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。そのため、市村営水道は、事業収益などに加え一般会計からの繰入額により運営されていることから、委託費用についても一般会計繰出額を基に算定することとしたものです。 また、県営の区域に係る委託費用については県一般会計繰出額を基に算出することとしたものです。県一般会計は、本年度、県営水道に基本的には繰出を行っていないことから、協定の中で特に新たな事業実施を求めないのであれば、本年度の例で考えると県営水道給水区域分について委託費用は発生しない試算となります。 なお、共同経営となる場合の負担については、現時点では組織・運営方法が明らかでないことから、その時点で検討していただきたいと考えています。 また、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。
長門川(企)	P 3 1 短期(~5 年後)(1) 用水供給事業体の水平統合 【組織等】・マーク 1 つ目	最終的に県と各市町村の役割分担を踏まえた水道事業の一体化を目指していることについては、賛成ですが、全体的に具体的ではないので確認したい箇所等があります。 経営面を中心とした統合は、経営統合と解釈して県営と用水団体の一本化と捉えて良いのか？	水道用水供給事業体の県営水道への水平統合については、地理的・地勢的条件から施設の統合が困難な場合も想定されることから、まずは経営を中心とした統合を進めることとしたものです。 なお、水道用水供給事業体は、県営水道に統合することにより県営となりますが、県内水道の一事業体化へ向けて末端の水道事業体を統合していく際に、県営から県・市町村の共同経営に移行するものとします。
	P 3 1 短期(~5 年後)(1) 用水供給事業体の水平統合 【組織等】・マーク 5 つ目	末端水道事業体の統合にも取組とは、末端の水平統合だけのことか？ それとも、希望するところ・できるところは、垂直統合を部分的に行うのか？	水道用水供給事業体を県営水道に水平統合する地域においては、最大限の統合効果を発現できるように末端水道事業体の広域化を進めることが必要と考えます。 なお、県と市町村の役割分担の明確化が不十分な段階において、県営水道が外見上拡大する形で末端の水道事業体を統合すると、県・市町村の役割が現在よりも不明確になる恐れがあります。 従って、県営水道が給水している区域において、市村の県営水道への経営参画が進み、県と市町村の役割が明確化された時点で、その他の地域においても末端の市町村営水道事業体を県営の水道用水供給事業体に統合していくこととします。
	P 3 1 短期(~5 年後)(1) 用水供給事業体の水平統合 【財政措置等】・マーク 3 つ目	市町村一般会計の用水供給事業への繰り出し負担不要とは、水源開発・広域化等繰り出し基準に基づく負担金を指しているのか？ 指しているとすれば、現在各市町村負担しているが、交付税措置となっています。それが、繰り出し基準外の経営補助では、一般会計の財政状況では、補助できない市町村も出てきますので、現状より厳しくなると予想されますので、拘束力を持たせるようなことを提言しないのか？ 他の助成案は？	水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。 水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。 特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
長門川(企)	P 4 (2) 県営水道に併存する事業体の統合ア基本的な統合方向・マーク1つ目	当企業団では、11市2村のうち本埜村の一部を供給していますが、県営水道の占める割合が大きい市村とあるが、何を基準に大きいとしているのか?(給水人口か給水量か面積等?)	県営水道の占める割合が大きい市村については、県営水道との統合の方が効果が高く、住民の理解を得やすいものと考えていることから、そうした市村を中心に県営水道との統合を進めることとしたものです。 なお、具体的に、それに該当するかどうかは協議の中で検討していただきたい。
	P 4 (2) 県営水道に併存する事業体の統合イ統合の条件・マーク2つ目	県営の本埜村水道事業の取扱によるが、当企業団では、栄町も供給しているので、資産・債務の取扱についてどのようになるのか。それにより、栄町水道事業の将来も種々変わります。	企業団の扱いも含めて、県・市町村等による統合協議会の中で決定されるべきものと考えています。
	P 4 2中期3長期(~20年後)	中・長期的において、末端と用水(県営)を統合し、県と市町村の共同経営方式としての(案)は、大変結構なことではあるが、地下水利用を規制しなければ、用水統一して受水単価が下がったとしても、地下水による給水の方が、給水原価が安価となるので、本当に末端の水平統合を考えるならば地下水規制を入れるべきである。	地下水規制については、地盤沈下の危険性を踏まえ、条例等で適正に規制がなされています。
栄町	P 3 (1) 用水供給事業体の水平統合イ統合の条件【財政措置等】	最終的に県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化に向けた統合については賛成であるが、市町村一般会計の用水事業への繰出しの負担が不要とあるが、現在一般会計から繰出した一部が交付税措置されており、新たな繰出し金に対しての財源措置等不透明な部分があり、今まで以上の繰出しを行うことになるのではないかと懸念がある。	水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。 水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。 特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。
	P 4 (2) 県営水道に並存する事業体の統合イ統合の条件	事務委託の経費がどれくらい掛かるのか懸念するところである。	実際の市町村の負担については、県営水道に市村営水道を統合する市村は、県営水道が給水する区域と市村営水道が給水する区域の両方について経営参画することとし、市村の負担額は、両区域の末端の水道事業に要する経費(一般会計繰出額)を基に算定します。 なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県・市村の間で協定を締結し、市村の経営参画や財政負担を定める理解しやすい方式に変更したところです。
本埜村		意見なし	
白井市	4ページ (2) 県営水道に並存する事業体の統合イ統合の条件	当市は、本提言骨子(案)で言う「県営水道に並存する事業体であり県水の占める割合が大きい市」であるため、(案)によると県営水道に統合し両水道事業分の事務委託をすることになりますが、2水道事業体が並存することでの料金格差や、深刻な技術者不足などにも苦慮しております。 また、次年度より5ヵ年で配水場建設を計画しており、本骨子(案)の決定は建設計画へ大きく影響します。これらの状況であるため本(案)による統合の早急な推進を希望します。	統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。 なお、事務委託は、東京都の例を参考としたものですが、千葉県の場合は法的にも感覚的にも理解の難しいものとなるため、県と市村の間で合意内容を協定として定める理解しやすい方法に変更しました。
印旛村		意見なし	

香取地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
香取市		特に意見はありません。	
多古町		意見なし	
神崎町	統合・広域化の基本的な考え方 3 県営水道 3 行目 県営水道は <u>上下分離</u> しない。	統合・広域化を推進していく上で、現在の県営水道の運営形態は変えていかないという表現だと思うが、 <u>上下の意味が対外的にわかりにくい</u> と思う。用水供給と末端給水の部分を言っているのであれば、そのような表現に変えたほうが良いと思う。	提言素案を作成する際に反映しました。

東総地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
東総(企)	県内水道の統合・広域化の手順 3 長期(～20年後)	県内水道の統合・広域化の手順 3 長期(～20年後)の中で「今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指す。」では期間が長すぎる。	地域での合意がなされればいち早く進めるべきと考えています。統合が遅くなることのないよう20年以内を一定の目処を示しています。
		水道はライフラインであり、県民が等しく安全で良質な水道水を低廉な価格で享受できるように、もっと早めるべきであると思う。	地域での合意がなされればいち早く進めるべきと考えています。統合が遅くなることのないよう20年以内を一定の目処を示しています。
銚子市	意見なし		
東庄町	意見なし		
旭市		今後、地域での統合の仕方については、統合を希望する関係者間で統合協議会を設置し、地域間での合意形成にゆだねられているが、協議会の推進については、県でリーダーシップを発揮していただいて、早期に県内水道事業体の料金格差が解消できるよう要望します。	統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合協議会の設置に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと思います。 統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。 なお、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。

九十九里地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
九十九里(企)	<p>(1) 2頁、 統合・広域化の基本的な考え方、2水道料金・受水料金 『・統合・広域化は、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。』について</p>	<p>『・統合・広域化は、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。』について、次のように改めたいかがか。 ・統合・広域化は、水道料金・受水料金の格差是正のため、効果的に進める必要はあるが、統合後の地域間において直ちに一律の料金とすることを前提に考える必要はない。</p>	<p>統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。 なお、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。</p>
	<p>(2) 3頁、 県内水道の統合・広域化の手順、1.短期(～5年後) (1) 用水供給事業体の水平統合、イ統合の条件、【財政措置】『・市町村の一般会計は、用水供給事業体への繰出しの負担が不要となる。』について</p>	<p>『・市町村の一般会計は、用水供給事業体への繰出しの負担が不要となる。市町村水道総合対策事業補助金が廃止された後も、水道料金に影響を与えないよう、末端水道事業会計に対して必要な繰り出しを行う等の対策を講じる。』を次のように改めたいかがか。 ・市町村の一般会計から、用水供給事業体への繰出しの負担は不要となるが、市町村水道総合対策事業補助金の廃止による末端水道料金への影響も懸念されるため、<u>末端水道事業への必要な繰り出しを行う等の対策を講じる。</u> ・<u>県は、高い水準の水道料金を引き下げるために市町村が繰り出した負担金(補助金を含む。)が市町村の負担増とならないよう対策を講じる。</u></p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。 水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。 水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。 特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。</p>
		<p>九十九里地域は、県内他地域に比し、高額な受水費・投資的経費により給水原価が高く、また、用水・受水及び高料金対策補助の全てにおいて市町村が負担している点からも、この県内格差を是正するため、早急な統合・広域化が求められます。 そのため、九十九里地域水道企業団としては、より統合の効果が現れる、県営水道との統合が不可欠と考えられ、より具体的な協議を進める必要があると考えています。 一方、用水供給事業の県営化に伴い、受水団体への市町村負担が増加することのないよう、当面の県・市町村・受水団体間の負担区分のシミュレーションを早急に行う必要があると考えます。 また、基準外繰出による交付税の減少等を考慮しなければならない点もあり、今後の市町村の負担軽減のため、十分検討を要すると思えます。</p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。 水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。 水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。 特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
八咫(企)	<p>本提言骨子(案)について賛成であり、早期に実施することにより、効果が実現されるよう進めていただきたい。</p>	<p>提言骨子(案)について修正等はありませんが、県内水道の統合・広域化の手順【財政措置等】の文中で「市町村水道総合対策事業補助金廃止後、当面5年間……繰出す。」とありますが、収入の38%を補助金で賄われ経営を維持している現状と、今後も厳しい状況が継続すると想定されることから、本補助等の弾力的な運用を図られるようお願いいたします。</p>	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合協議会の設置に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p> <p>なお、県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わるものがない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p>
匝瑳市	<p>P3、P4 骨子(案)は、これからの県内水道について、短期的に県営水道を核とした統合・広域化の手順と組織、財政措置で、一定程度踏み込んで示したことは評価できます。早期に取り組むための県としてのリーダーシップをお願いしたい。</p>	<p>骨子(案)の修正はありませんが、市町村財政が厳しい中、短期・中期・長期的に、水道料金の格差解消及び市町村が末端の水道企業団へ繰出している負担が将来的にどうなのか、軽減されるのか、その方向性が明確になっていないように思われます。</p> <p>なお、P3の頁【財政措置】で、「用水供給事業を県営に移行した地域については、市町村水道総合対策補助金を廃止し、その後5年間は、受水費を低減する高料金対策として同補助金と同等額を……繰出す」としていますが、当市も加わる水道企業団は同補助金の占める割合も高く、今後も厳しい財政状況が継続されると見込まれますので、同補助金等の弾力的な運用を強くお願いしたい。</p>	<p>統合・広域化は、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小や料金上昇の抑制を期待しているところであり、また、市町村の負担についても同様と考えています。</p> <p>なお、県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わるものがない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p> <p>県の十分な協力も必要と考えますが、統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
山武(企)	該当なし	該当なし	
東金市	<p>2ページ:2 水道料金・受水料金の第1項目目 統合・広域化は、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。地域間で合意が得られるまでは、水道料金や受水料金は従前の事業体単位での原価計算による料金設定も考えられる。なお、受水料金については、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をすることが望ましいことから将来的には同一の料金を目指す。</p>	<p>上記については、共通する意見だが、統合・広域化に対する県民(受益者)の期待が、負担の公平化に向けられていることは事実としてあり、また統合・広域化において「短期(～5年後)」といった期間的な設定をしているにもかかわらず、地域間における水道料金・受水料金格差の是正に関する表記部分に、「必ずしもない」、「直ちに～必要はない」、「将来的に～目指す」といった表現があえて使われている印象を受ける。地域間の料金格差は県民(受益者)にとっては、生活に密接する現実的かつ大きな問題であるので、その是正に現実味を含ませるような表記に修正願いたい。</p> <p>の修正案 ・受水料金については、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をすることが望ましいことから、将来的な料金の同一化に向けた取り組みを積極的に進める必要がある。ただし、統合・広域化を進めるにあたり必要ならば、地域間での合意が得られるまでは、水道料金や受水料金は従前の事業体単位での原価計算による段階的な料金設定も考えられる。</p>	<p>統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。</p> <p>なお、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。</p> <p>また、統合・広域化に当たっては、高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い九十九里地域をリーディングケースとして、県営水道と水道用水供給事業体との統合や当該地域の末端の水道事業体の広域化を進めていくこととしています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
東金市	<p>3 ページ:(1) 用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件【組織等】の第2 項目目</p> <p>統合後直ちに受水料金を統一する必要はない。将来的には地域間の合意を得て同一料金とすることを目指す。</p>	<p>の修正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合後は地域間の合意を得るなかで、受水料金の同一化に向けた取り組みを積極的に進める。 	<p>統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。</p> <p>なお、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。</p> <p>また、統合・広域化に当たっては、高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い九十九里地域をリーディングケースとして、県営水道と水道用水供給事業体との統合や当該地域の末端の水道事業体の広域化を進めていくこととしています。</p>
	<p>3 ページ:(1) 用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件【財政措置等】の第1 項目目</p> <p>県と市町村の役割の基本的な考え方を踏まえ、用水供給事業を県営に移行した地域については、市町村水道総合対策事業補助金を廃止。</p>	<p>上記、及びについては、用水供給事業体が統合しても受水料金の同一化、あるいは現状の受水料金よりも低廉化することが担保されない限り、末端水道事業体への「市町村水道総合対策事業補助金」が廃止されることにより、交付税措置等も無くなるなど、これまで以上に市町村の負担が増加することが考えられる。</p> <p>こうしたことが起こらないよう、末端水道事業への必要な繰出しを行う等の対策を、受水料金の同一化が図られるまで講じるべきである。</p> <p>受水料金が低廉化されることで、「市町村水道総合対策事業補助金」の額、また市町村の負担も低くなることになり、料金が同一化されることにより、結果として当該補助金が解消されるものとする。</p> <p>、及びについては上記意見を考慮したなかで修正願いたい。</p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p> <p>特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。</p>
	<p>3 ページ:(1) 用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件【財政措置等】の第2 項目目</p> <p>県は、市町村水道総合対策補助金を廃止した後は、県営化した用水供給事業体に対し、広域的な水源を担保するための基準内繰出しを行う。ただし、同補助金廃止後、当面5 年間は受水費を低減する高料金対策として同補助金と同等の額を目処に繰出す。</p>	<p>同上</p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p> <p>特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
東金市	3 ページ:(1) 用水供給事業体の水平統合 イ 統合の条件【財政措置等】の第3項目目 市町村一般会計は、用水供給事業への繰出しの負担が不要となる。市町村水道総合対策事業補助金が廃止された後も、水道料金に影響を与えないよう、末端の水道事業会計に対して必要な繰り出しを行う等の対策を講じる。	同 上	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p>
山武市		意見なし	
大網白里町	特になし	早急に県内水道の統合・広域化を望む。	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
九十九里町		意見なし	
横芝光町		意見なし	
芝山町		意見なし	
長生(組)		特に意見なし	
茂原市		<p>県営水道を核とした用水供給事業の水平統合により、市町村は用水供給事業体への繰り出しが不要となり、負担が軽減されるが、一方、県から末端水道事業体への助成がなくなった場合に、構成市町村の負担が増加することのないよう御配慮願いたい。</p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業体の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業体の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は末端の水道事業体へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業体及び末端の水道事業体の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p> <p>特に、市町村一般会計は、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰り出しを行う等の対策を講ずることとしています。</p>

市町村等名	骨子（案）の該当箇所	意見など（骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む）	考え方の整理（案）
一宮町		意見なし	
陸沢町		意見なし	
長生村		意見なし	
白子町		特段なし	
長柄町		意見なし	
長南町		特に意見なし	

南房総地域

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
南房総(企)	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 地域間の技術的格差を解消するため、県営水道と希望事業者(用水供給事業者)による先行統合の早期実現を希望します。 また、技術の向上が末端水道事業者まで浸透するよう、希望地域による末端水道事業の用水供給事業(県営水道)への統合を短期目標として掲げていただきたい。 	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p> <p>水道用水供給事業者を県営水道に水平統合する地域においては、最大限の統合効果を発現できるよう末端水道事業者の広域化を進めることが必要と考えます。</p> <p>なお、県と市町村の役割分担の明確化が不十分な段階において、県営水道が外見上拡大する形で末端の水道事業者を統合すると、県・市町村の役割が現在よりも不明確になる恐れがあります。</p> <p>従って、県営水道が給水している区域において、市村の県営水道への経営参画が進み、県と市町村の役割が明確化された時点で、その他の地域においても末端の市町村営水道事業者を県営の水道用水供給事業者に統合していくこととします。</p>
	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 水平垂直統合を進めるとともに、県での水源の一元化を早期に可能になることを進めていただきたい。 	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの垂直統合では、経営面、水資源の融通等現状とあまり変わらないことから、早期の用水供給事業の統合を望みます。(短期統合) 	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 薬品費、動力費、工事費の節減等により、コストを一層縮減し、経営の効率化を図れることから統合による効果を期待します。 	<p>統合後の水道用水供給事業は、サービス水準の向上、経営の効率化を進め、統合効果がいち早く実現するよう最大限の努力することを期待しています。併せて、組織の合理化や発注経費の削減等でのコスト縮減による受水料金の引き下げに努力していくことも期待しています。</p>
	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 短期において5年以内を目途に進めることとなっておりますが、具体的な行動の実施を早期にお願いしたい。 	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
	意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給事業の水平統合、県営水道との統合は、南房総地域にとっては大変有意義なことであるので、積極的に進めていただきたい。 	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
勝浦市		<p>骨子案の中では、県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化を目指し、早期に統合・広域化に向けた取り組みを進めてもらいたいと結んでいますが、これは、東葛地域の低廉な水道料金に比較し、外房地域等の高額料金の区域が順調に統合できることは考えにくく、県が中心となり積極的にリーダーシップを発揮し、早期の統合・広域化が実現するよう要望します。</p>	<p>統合・広域化は、県の十分な協力も必要と考えていますが、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
大多喜町		<p>早期用水供給事業者の統合、末端水道事業者の統合広域化に移行等段階的な統合を進め、将来県内水道の一事業体化により高水準の施設と水質の確保、おいしい水の供給、地域格差のない水道等、提言骨子案の実現を希望します。</p>	<p>統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。</p>
いすみ市	県内水道統合・広域化の手順	<p>県営水道の持つ高い技術力、経営力、財務力を県内一事業体化にすることにより、県内の全ての水需要者がこれを楽しみ、加えて不公平感のある水道料金を将来的に統一することは最も重要と考えます。</p> <p>また、統合・広域化を進めるにあたり、段階的に進める中で、まず用水供給事業者を統合し、さらに用水供給事業者地域の末端水道事業者の統合を進めることは、県内一事業体化するためには必要と考えます。</p> <p>しかしながら、県内でも高い料金設定をしている夷隅郡市の水道事業者では、水道料金の格差がある中で、統合後直ちに料金を統一する必要がないということであるが、県の財政措置等により現時点では不透明な部分もあり、見透しがたちにくいことは理解しますが、より高い方に料金を設定せざるを得ない状況となるならば、住民の理解が得られず統合が難しくなることも予想されます。</p> <p>このことから、県の財政措置等をより十分に検討いただいた中で、県の指導のもと進めていただきたいと考えています。</p>	<p>県又は特定の市町村の負担が著しく増えるような案では関係者の合意は難しいと考えます。まずは関係者の実質負担が著しく変わることはない形で統合を進め、そのメリットを関係者が互いに享受することを考えるべきです。</p> <p>水道用水供給事業者の水平統合に伴う財政措置については、提言素案で基本的な考え方を示すこととしました。</p> <p>水道用水供給事業者の県営水道への統合に係る県・市町村の一般会計による水道事業への財政措置については、県は水道用水供給事業者へ繰出し、市町村は末端の水道事業者へ繰出すことを基本としますが、こうした制度の変更が、水道用水供給事業者及び末端の水道事業者の経営や水道料金、県・市町村の財政運営に著しい影響を生じることのないよう、県・市町村それぞれの一般会計は、当面の間、現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとしています。</p> <p>特に、市町村一般会計は、末端の水道事業者に対し、現行の水道事業者に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業者に対する繰出額を加えた額と同等の実質負担の繰出を行う等の対策を講ずることとしています。</p>

市町村等名	骨子(案)の該当箇所	意見など(骨子案の該当箇所に対する修正案及び理由などを含む)	考え方の整理(案)
御宿町	「 県内水道の統合・広域化の手順中の(2) 県営水道に並存する事業体の統合の3長期(~20年後)中の 「・県と市町村の役割分担を踏まえた経営主体(企業団営等)により、今後20年以内に県内水道の一事業体化を目指す。」(P4 下から8行目)」	中期目標と長期目標の計画設定年次の繰上げを検討いただきたい。 浄水施設を保有の団体においては、今後の改修計画、更新計画を考える指標ともなりえますので、早期の計画設定を希望します。	地域での合意がなされればいち早く進めるべきと考えています。統合が遅くなることのないよう20年以内を一定の目処を示しています。
	「 県と市町村の役割については、それぞれが水道事業の事務責任を担うという原則に基づいて、統合・広域化に当たっての組織・費用負担等を設計・・・」	県内水道の形については賛同です。 これに向けての調整として、水道料金・受水料金・県営水道等協議を重ねなければならぬと考えていますが、この組織の運営については7~8割の部分で、県の指導型を進めることを強く希望します。 この提言骨子は全体的には賛同できる考え方なので、御宿町水道事業としては前向きに取り組めますので、早期の実現を強く希望します。	県の十分な協力も必要と考えますが、統合・広域化は、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合協議会の設置に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
鴨川市		高額な受水費、投資的経費により給水原価の高い地域であるので、料金統一化に向け県の強い指導により統合、広域化を進めていただきたい。	統合・広域化は、県の十分な協力も必要と考えていますが、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。 なお、統合・広域化の目的は、より高いサービス水準の実現と考えており、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。ただし、水道料金の差については地域性により、あり得るものと考えています。 また、広域的な水源の確保に要する費用については県民共同で一定の負担をすることが望ましいと考えていることから、受水料金については、特に同一の料金とすることを目指すべきと考えています。
南房総市	はじめにの部分	東京に負けないの表現を削除したほうが良いと思います。(委員の方からの発言もあった)	提言素案を作成する際に反映しました。
	骨子(案)についての意見はありません。	今後の取り組みについて、千葉県からの積極的な指導をお願いします。	統合・広域化は、県の十分な協力も必要と考えていますが、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。
三芳(企)		意見なし	
館山市	特になし	特になし	
鋸南町	p1	水道を取り巻く環境が変化している・・・とあるが、「人口の減少・経済環境の変化にともない、水道を取り巻く環境が変化している・・・」と書き加えたら良いでしょう。	県内水道を取り巻く課題については、中間報告で幅広く整理していますので、提言に参考資料として添付することを考えています。
	p1	高いサービス水準の文中、「東京に負けない施設・・・」とあるが、具体的なレベルが分からないから、最高水準の施設と書き改めたら良いでしょう。	提言素案を作成する際に反映しました。
	p1	次段の「おいしい水」とあるが、「安全でしかもおいしい水」と訂正したら良いでしょう。	提言素案を作成する際に構成を変更しました。
		特に房総半島南部の水道事業体にあっては我々の意向を十分組み入れた骨子(案)であり、誠に有難く感謝申し上げます。また、合併までの間、水道の高料金対策としての県の財政支援策〔市町村水道総合対策事業補助金〕を取り入れるべきとした点についても有り難く感謝いたします。	統合・広域化は、県の十分な協力も必要と考えていますが、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。